

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）に係る面談

2. 日時：令和2年9月28日（月）14時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、高松専門職、横山係長

東京電力ホールディングス株式会社（TV会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 廃炉安全・品質室 担当2名

福島第一原子力発電所 建設・運用・保守センター 担当1名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年6月29日付けで受理した実施計画変更認可申請（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更）について、同年9月7日に実施した面談でのコメントに対する回答と追加説明があり、資料に基づき説明があった。

- 品質管理基準における変更については、添付資料－1のとおり実施計画に反映されていること。
- 実施計画Ⅲ章第2編107条の施設管理の部分においては、記載の適正化を行い、詳細に記載していた部分を下部マニュアルに反映することで、削除したこと。
- 発電所の電源設備が変更され、第二種電気主任技術者により保安の監督が可能な範囲となっていることから、電気主任技術者の選任要件を変更したいとしていること。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。

- 施設管理の部分における変更が、どの要求事項に対する反映か明示されていない箇所があるので、再度整理し説明すること。
- 電気主任技術者の選任の要件変更は問題ないと考えるので、必要に応じて実施計画の変更を行うこと。

6. その他

資料：品質管理基準規則追加21項目の整理

電気主任技術者の選任について